

令和 7 年度 民間資金等活用事業調査費補助事業 募集要領

(応募受付期間)

令和 7 年 3 月 14 日 (金) ~ 令和 7 年 4 月 24 日 (木) 正午

(応募申請先、事前相談及び問合せ先)

〒100-8914

東京都千代田区永田町 1-6-1

内閣府民間資金等活用事業推進室

担当 鈴木、北村、土井、竹下

TEL : 03-6257-1655

FAX : 03-3581-9682

※ 本補助事業については、令和 7 年度予算が成立した場合に実施が可能となるものであり、国会における審議の状況によっては、その内容、日程等を変更する場合があります。

令和 7 年 3 月

内閣府 民間資金等活用事業推進室

I. 民間資金等活用事業調査費補助事業の概要

1. 目的

公共施設等運営事業等を推進するため、「民間資金等活用事業調査費補助事業（以下「本補助事業」という。）」では、地方公共団体に対し、公共施設等運営事業等の導入に係る検討に要する調査委託費を助成することにより、公共施設等運営事業等の案件形成を促進することを目的としています。

（注）本補助事業でいう「公共施設等運営事業等」とは「民間資金等活用事業調査費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」第2条における定義をいいます。具体的には、PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）（令和6年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）における類型I、類型II、類型III又は類型IVの事業をいいます。

類型I：公共施設等運営権制度を活用したPFI事業

類型II：収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業

類型III：公的不動産の有効活用を図るPPP事業（公的不動産利活用事業）

類型IV：サービス購入型などのPPP/PFI事業

PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）について

https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/action_index_r6.html

2. 本補助事業の仕組み

2. 1 対象機関

公共施設等運営事業等を実施しようとする地方公共団体を対象とします。

2. 2 対象事業

以下の要件を満たすものを対象事業とします。

【対象分野に係る要件】

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第二条各号に規定されている施設で、かつ、事業段階が早期である等のため所管省庁が明確でない事業、又は、複数の省庁に所管がまたがる事業を対象とします。

(例) 公有地における何らかの公共施設整備、公営住宅と社会福祉施設との複合施設、体育館と運動公園の整備、上工下水道一体の管理等

【調査内容に係る要件】

補助の対象は、公共施設等運営事業等の導入を想定した、導入判断等に必要な検討又は情報の整備等のための調査とし、以下の調査の全部又は一部を実施するものとします。

イ：導入可能性調査

(導入可能性調査とは、公共施設等運営事業等の導入前に、公共施設等運営事業等導入の可能性、対象事業の範囲、官民のリスク分担、広域化等を検討するものです。具体的には、主に以下のような内容が該当します。)

- ・VFM 計算、運営権対価の算定
- ・各種リスクの抽出及び適切な官民負担の検討
- ・SPC の法的形態や運営権設定の範囲の整理
- ・民間企業（金融機関を含む。）の意向調査
- ・広域化（複数市町村の区域をまたぐもの）の検討

ロ：デューディリジェンス

(デューディリジェンスとは、公共施設等運営事業等の導入前に、対象施設や対象事業について、資産、法務、財務等の状況を調査するものです。具体的には、主に以下のような内容が該当します。)

- ・資産、法務、財務等の情報に関する基礎資料の精査

- ・将来損益及びキャッシュフローの整理
- ・事業の設備投資（更新投資）計画の精査
- ・各種議事録や契約書、許認可書等の精査
- ・資産の所有権、担保権等の精査
- ・各種リスクの抽出、整理、調査

ハ：その他公共施設等運営事業等の導入に必要な検討

（上記の他に、公共施設等運営事業等の導入に必要な検討を対象とします。なお、必要な理由、調査の結果期待できる事項等を応募主体において明確にし、内閣府が必要と認めるものに限ります。）

【多様な効果の検討評価に係る要件】

本補助事業に申請する事業において、以下の（1）～（3）を満たすことを要件とします。

- (1) 地域の経済・社会にメリットをもたらすことを示す指標について検討されていること^{*1}
- (2) 本補助事業開始後、開始前に検討した指標を含め指標を多角的に検討（追加、精緻化等）すること
- (3) 本補助事業完了までにVFMによる財政削減効果だけでなく、多様な効果も含めた総合的な評価に取り組むこと

多様な効果の評価に係る検討方法の詳細については、「PPP/PFI事業の多様な効果に関する手引・事例集^{*2}」をご参照ください。

（本補助事業開始前の指標の検討例）

- ・優先的検討の過程における簡易な検討時のVFM算定において、PPP/PFI手法適否を評価する際に、PPP/PFI手法を採用する場合に地域の経済・社会にメリットをもたらすことを示す指標について検討した。
- ・本補助事業の募集開始を受け、本補助事業に申請する事業において、PPP/PFI手法を採用した場合に、地域の経済・社会にメリットをもたらすことを示す指標について検討した。

【PPP/PFIの実施体制に係る要件】

対象機関において、PPP/PFI手法の活用の合意形成が概ね図られており、本補助事業開始以降に民間との対話や、地方公共団体等での意思決定、議会での審議や住民との協議等、調査成果の活用等が具体的に予定されていることとします（公開/非公開を問わない。）。

本補助事業終了後も引き続き官民連携の推進が図られるよう持続可能な対象機関内部の連携体制づくりに取り組むこととします。

※1　ここでいう「地域」とは、市町村の区域を超えた地域など広域的な範囲を表す地域を含む概念として使用。

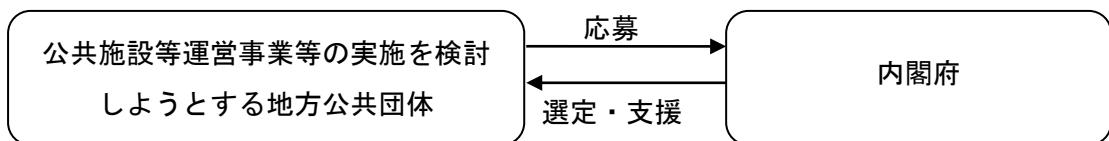
※2　PPP/PFI 事業の多様な効果に関する手引・事例集

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jireishuu/pdf/tayounakouka.pdf

2. 3 本補助事業の支援スキーム

地方公共団体の長は、自らが管理者である（又は自らが管理者となる予定の）公共施設等について、公共施設等運営事業等の実施を検討しようとする場合に、内閣府に対して応募することができます。

内閣府は、「II. 補助対象事業の選定について」(p8)に基づき事業実施による効果等を勘案して、補助対象事業を選定し、補助金の交付を行います。



2. 4 補助対象経費

補助の対象となるのは、上記調査内容に係る調査費用のうち、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費（委託費）です。

なお、以下の経費は補助対象経費に一切含まれませんので、ご注意ください。

- ・ 対象機関に係る経費（人件費等）等、調査委託以外の経費
- ・ 補助金の額の通知日以前に契約が締結された調査委託の経費

2. 5 補助率・補助限度額

全額国費による補助とし、補助金の1件あたりの上限は、原則10,000千円とします。ただし、都道府県及び政令指定都市にあっては、公共施設等運営事業及び広域型PPP/PFI事業^{※3}に関するものを除き、補助率を1/2、上限を原則5,000千円とします。

なお、交付される補助金の額については、予算枠や審査結果等を踏まえ、応募申請額に対して調整して決定させていただくことがあります。

本補助事業の補助対象とならない経費については、本補助事業以外の補助金等の支援を受けても差し支えありません。

2. 6 複数案件の応募

1つの応募主体から、複数の案件を提出していただいても構いません。

2. 7 本補助事業に係る協力依頼事項

本補助事業は、今後の導入が見込まれる他の地方公共団体に対するモデルとなる事例の蓄積も目的としていることから、業務の実施や報告書の作成等にあたり、情報提供や調整等をお願いすることがあります。

また、本補助事業の終了後も引き続き、当該案件又は取組の進捗状況についての報告を求める等、PPP/PFI推進に関して御協力いただくことがあります。

【協力をお願いする事項】

- ・内閣府が実施する官民連携に関する調査又は情報収集等への協力
- ・調査報告書（概要版）の内閣府HPでの公開
- ・毎年度実施するフォローアップ調査への協力（調査終了後から事業化に至るまでの期間）
- ・地域プラットフォームの活動への協力

※3 複数の地方公共団体が公共施設等の管理者等となって実施するPPP/PFI事業をいう。

II. 補助対象事業の選定について

選定基準

補助対象事業の選定にあたっては、以下の観点から審査を行います。

○形式審査

- (1) 対象機関が、応募要件を満たしていること。
- (2) 対象事業が、応募要件を満たしていること。

○内容審査

以下の観点から優位なものを評価します。

- (1) 対象機関が対象事業を実施することにより、今後の公共施設等運営事業等の普及促進に高い効果が期待されること。（汎用性）
- (2) 対象機関によって行われる対象事業の内容が、国、地方公共団体の上位計画や事業に係る基本構想・基本計画等に沿い、その実現に貢献するものであること。（各種計画との整合性）
- (3) 対象事業に係るこれまでの検討の熟度が高く、本補助事業により案件の形成が着実に進むことが期待されること。（実現可能性）
- (4) 事業化に向けて解決すべき課題が明確であり、本補助事業で検討すべき内容も適切かつ具体的であり、本調査が事業化に貢献することが認められること。（調査の有効性）

また、以下に該当する調査は、選定に際し配慮します。

- (5) 対象機関が人口 20 万人未満の地方公共団体であること。（導入促進性）
- (6) 主な事業分野にウォーターPPP^{※4}を含む事業
- (7) 主な事業分野に PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 6 年改定版）^{※5}に指定する重点分野のうち以下の事業分野が含まれる事業
 - ・スポーツ施設（スタジアム・アリーナ等）
 - ・文化・社会教育施設
- (8) 主な事業分野に火葬場の整備・運営を含む事業
- (9) 対象機関が優先的検討規程を策定済であること。（推進体制の整備状況）
- (10) 対象機関の地域プラットフォーム（ロックプラットフォームを含む。）への参加実績があること。（推進体制の整備状況）
- (11) 対象機関が民間提案制度の一元化した窓口を設置済み、または、民間提案制度の対象となる事業リストを公表済みであること。（推進体制の整備

状況)

- (12) 指標連動方式（アベイラビリティペイメント方式）による事業※6 の導入を検討する調査であること。（新規性）

※4 公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式

https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/pdf/water_gaiyou.pdf

※5 PPP/PFI 推進アクションプラン（令和6年改定版）

https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/action_index_r6.html

※6 指標連動方式（アベイラビリティペイメント方式）による事業とは、公共施設等の管理者等（PFI 法第 2 条 3 項）が主に利用料金の生じないインフラに関して実施させる PFI 契約等（包括的民間委託契約を含む）のうち、インフラの機能や持続性に対応した指標を設定し、民間事業者に委託等した際に支払う額等の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる事業をいいます。

III. 応募申請、交付申請等について

1. 応募申請について

○ 留意事項（重要）

- ・補助金の交付を希望する場合には、応募申請書に必要事項を記載して、応募申請書及び参考資料の電子データを以下の宛先まで送付してください。

(注) 申請後の問合せや追加資料提出等の対応（下記2.）に係る事務負担の軽減を図るために、応募に際し、事前に御相談いただくことを強くお勧めします。

(注) 様式1～6についてはPDF化せず、元の形式のまま送付してください。

○ 応募申請書等

【応募申請書】

＜応募申請書＞

- ・応募申請書

＜支援対象事業に係る様式＞

- ・様式-1 : 案件概要
- ・様式-2 : 調査主体等について
- ・様式-3 : 調査内容について
- ・様式-4 : 調査フロー
- ・様式-5 : 調査体制及び今後のスケジュール
- ・様式-6 : 補助金要望額等

【参考資料】

- ・様式-6の金額の根拠となる参考見積り（2者以上）（必須）
参考見積り作成において、P3及びP4に記載する調査イ、ロ、ハのうち複数の調査を実施する場合、各調査の費用が把握可能な内訳とすること。
- ・様式1～6の記載内容を補足する資料（任意）

○ 応募受付期間

令和7年3月14日（金）～令和7年4月24日（木）正午

○ 提出及び事前相談先

以下の担当まで、電子メールにてご提出ください。メールアドレスにつきましては、別途周知させていただきますが、ご不明な場合は、電話にてお問合せください。

内閣府民間資金等活用事業推進室 鈴木、北村、土井、竹下

TEL : 03-6257-1655

2. 問合せ等について

補助対象事業の選定にあたり、必要に応じて、応募者に対し事業内容についての問合せや追加資料提出等の対応をお願いする場合があります。

3. 選定後の交付申請等について

補助対象事業に選定された場合は、速やかに交付申請書を内閣府民間資金等活用事業推進室宛に提出してください。なお、交付申請等の手続きの詳細については、交付要綱を御参照ください。

IV. 留意点

本補助事業の活用に際しては、下記の事項の他、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）および交付要綱の規定を遵守していくことになりますのでご留意ください。

（本補助事業の実施及び事業内容の変更）

対象機関は、交付決定を受けた後、本補助事業の内容を変更しようとする場合、若しくは本補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

（実績報告）

対象機関は本補助事業を完了後、実績報告および調査検討内容をまとめた報告書等を提出しなければなりません。

（注）報告書等の形式・体裁等については、別途、基本的な考え方等を示します。

（本補助事業の実施後）

対象機関は、本補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払い領収書等を含む。）を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

事業完了後に、本補助事業による検討結果を公表させていただきます。

（その他）

本補助事業における調査検討内容をまとめた報告書等に個人情報等が含まれる場合は、その取扱いに十分ご注意ください。

必要があると判断された場合、本補助事業の中止又は事業後に本補助事業に関係する報告等を求ることや、関係者の事情聴取、事業成果の発表をしていく場合があります。

本補助事業は公共施設等運営事業等の導入に向けた事前調査を対象とするものであり、当該公共施設等運営事業等を実際に実施するにあたっては、別途、所要の手続き（事業評価、補助金の申請等を含む。）や関係機関との調整等を対象機関が自ら行う必要があります。

以上